

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

【長野市戸隠交流集会施設】

長野市監査委員

7 監査第 87 号
令和 8 年 3 月 26 日

長野市長
荻原健司様

長野市監査委員	下 平 嗣
同	川 上 馨
同	寺 沢 さゆり
同	北 沢 哲也

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する、令和 7 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づいた財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）と位置付け、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認するため、令和7年6月13日から令和8年2月27日までの間、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。

なお、上記監査に関連して同条第1項及び第2項の規定に基づいた所管部局に対する財務監査及び行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

監査の対象は、長野市戸隠交流集会施設（もくもくぼやし森林囃子、ふるさとセンター）（以下「戸隠交流集会施設」という。）の指定管理者である長野県高齢者生活協同組合及び戸隠交流集会施設の所管部局である観光文化部観光振興課北部産業振興事務所（以下「北部産業振興事務所」という。）とした。

第3 監査の着眼点（評価項目）

全国都市監査委員会実務ガイドライン「監査等の着眼点」を基本とし、主な着眼点は次のとおりとした。

指定管理者関係	所管部局関係
1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。	1 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
3 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。	3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
4 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。	4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
5 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。	5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。	6 事業報告書の点検は適切になされているか。
7 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。	7 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
	8 施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
	9 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

8 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。	10 利用料金制を採用することで市民サービスの向上につながっているか。
9 出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制（内部統制）が確立されているか。	11 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。
	12 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

1 書類監査

令和6年度及び令和7年度に執行された出納その他の事務のうち、主に令和6年度の出納関係書類等の監査を実施した。

2 実地監査

施設内の現金・金券類及び備品の管理状況等について実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

長野県高齢者生活協同組合、北部産業振興事務所及び観光振興課の関係職員から財政援助団体等監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 施設、事業の概要

1 概況

市民の健康と福祉の増進を図るため、及び観光振興の拠点として、市民に対しより開かれた身近な施設となるような運営を行い、集客力の向上を図ることを目的に、森林囃子は平成12年6月、ふるさとセンターは昭和57年12月に開設された。旧上水内郡戸隠村が設置し戸隠村直営であったが、平成17年1月の合併により長野市の設置となった。長野市戸隠交流集会施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定める施設として、平成21年4月からその運営は、指定管理者が行っている。

施設の概要は表1、当該事業に係る収支状況及び利用状況等は表2及び表3のとおりである。

なお、表2及び表3については、指定管理者から提出された事業報告書等を基に作成している。

表 1

施設の名称	戸隠交流集会施設																																																			
所在地	長野市戸隠祖山31番地 1																																																			
指定管理者	長野県高齢者生活協同組合																																																			
指定管理期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (指定管理者の指定回数 平成21年 4 月 1 日から連続 4 回目)																																																			
利用料金制の適用	適用(指定管理料あり)																																																			
施設概要	開設年月：【森林囃子】 平成12年 6 月 【ふるさとセンター】 昭和57年12月																																																			
	施設：【森林囃子】 木造平屋建て 延べ床面積370.57㎡(風呂2か所、トレーニングルーム、休憩室等) 付帯施設 マレットゴルフ場18ホール、ゲートボール場 1 面																																																			
	【ふるさとセンター】 木造平屋建て 延べ床面積673.62㎡(ホール・会議室等)																																																			
	職員体制： 常勤 1 人、非常勤 9 人																																																			
	開館時間： 温泉浴室(休憩室を含む。以下同じ。)及びトレーニングルーム 10時～20時 マレットゴルフ場及びゲートボール場 8時30分～17時 会議室、ホール、研修室及び調理実習室(以下「会議室等」という。) 8時30分～22時																																																			
	休館日： 温泉浴室、トレーニングルーム及び会議室等 水曜日、12月31日、1月1日 マレットゴルフ場及びゲートボール場 水曜日、12月15日から翌年の3月31日までの日																																																			
	利用料金：																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日帰り入浴料</th> <th>大人</th> <th>小人</th> <th colspan="2">回数券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定前</td> <td>410円</td> <td>300円</td> <td>11回分</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度料金改定後</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>10回分</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>							日帰り入浴料	大人	小人	回数券		料金改定前	410円	300円	11回分	4,100円	令和 7 年度料金改定後	500円	300円	10回分	3,900円																														
	日帰り入浴料	大人	小人	回数券																																																
	料金改定前	410円	300円	11回分	4,100円																																															
令和 7 年度料金改定後	500円	300円	10回分	3,900円																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸館区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜</th> <th>全日</th> <th rowspan="2">超過時間 1時間につき</th> </tr> <tr> <th>8時30分 ～13時</th> <th>13時 ～17時30分</th> <th>17時30分 ～22時</th> <th>8時30分 ～17時30分</th> <th>13時 ～22時</th> <th>8時30分 ～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>3,080円</td> <td>3,080円</td> <td>4,620円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>会議室 (1室につき)</td> <td>410円</td> <td>410円</td> <td>410円</td> <td>820円</td> <td>820円</td> <td>1,230円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>610円</td> <td>610円</td> <td>920円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>610円</td> <td>610円</td> <td>610円</td> <td>1,230円</td> <td>1,230円</td> <td>1,850円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>							貸館区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間 1時間につき	8時30分 ～13時	13時 ～17時30分	17時30分 ～22時	8時30分 ～17時30分	13時 ～22時	8時30分 ～22時	ホール	1,540円	1,540円	1,540円	3,080円	3,080円	4,620円	510円	会議室 (1室につき)	410円	410円	410円	820円	820円	1,230円	150円	研修室	300円	300円	300円	610円	610円	920円	100円	調理実習室	610円	610円	610円	1,230円	1,230円	1,850円	200円
貸館区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日		超過時間 1時間につき																																												
	8時30分 ～13時	13時 ～17時30分	17時30分 ～22時	8時30分 ～17時30分	13時 ～22時	8時30分 ～22時																																														
ホール	1,540円	1,540円	1,540円	3,080円	3,080円	4,620円	510円																																													
会議室 (1室につき)	410円	410円	410円	820円	820円	1,230円	150円																																													
研修室	300円	300円	300円	610円	610円	920円	100円																																													
調理実習室	610円	610円	610円	1,230円	1,230円	1,850円	200円																																													
※消費税込																																																				

2 事業の実施状況

(1) 戸隠交流集会施設の業務

条例に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 戸隠交流集会施設の利用の許可及び承諾に関する業務
- イ 戸隠交流集会施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 戸隠交流集会施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- エ 市長が定める業務

(2) 自主事業

指定管理者が行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア 周辺地域の施設と協働した利用者サービス（割引プラン）の実施
- イ 中山間地の農産物市
- ウ タオル、かみそり、冷凍包装食肉等の販売

3 収支状況

指定管理者及び市の令和2年度から令和6年度までの収支は、次表のとおりである。

表2-1

(単位：円)

		指定管理者の損益					
		項目	金額				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定 管理 事業	収入	利用料金	2,436,440	2,911,180	3,585,490	4,099,470	4,561,900
		指定管理料	8,778,000	9,555,000	9,457,608	9,390,000	9,390,000
		その他収入	0	0	0	0	0
		令和5年度補填	0	0	0	0	616,398
		計	11,214,440	12,466,180	13,043,098	13,489,470	14,568,298
	支出	人件費	6,880,067	7,460,082	8,031,574	8,470,140	8,880,808
		設備管理費	495,220	704,851	599,855	665,787	682,484
		備品購入費	281,352	271,357	321,645	381,524	303,200
		修繕費	358,677	167,970	478,863	137,680	49,500
		光熱水費	2,981,069	4,031,213	4,600,142	4,343,657	4,976,419
事業費		328,440	464,886	365,080	369,779	295,906	
事務経費		2,840	1,720	1,045	4,758	1,946	
本社経費 その他		598,800 644,809	599,040 520,340	614,000 625,178	614,000 787,095	614,000 798,178	
計	12,571,274	14,221,459	15,637,382	15,774,420	16,602,441		
	指定管理者事業損益	△ 1,356,834	△ 1,755,279	△ 2,594,284	△ 2,284,950	△ 2,034,143	
自主 事業	収入	118,960	181,821	183,384	201,350	226,699	
	支出	0	0	35,313	52,202	39,109	
	自主事業損益	118,960	181,821	148,071	149,148	187,590	
損益		△ 1,237,874	△ 1,573,458	△ 2,446,213	△ 2,135,802	△ 1,846,553	

表 2-2

(単位：円)

		市の収支					
		項目	金額				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定 管理 事業	収入	雑（納付金）	0	0	0	0	0
		行政財産目的外使用料	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	支出	指定管理料	8,778,000	9,555,000	9,457,608	9,390,000	9,390,000
		委託料	0	0	0	0	0
		需用費	0	0	0	0	0
		役務費	0	0	0	0	0
		使用料・賃借料	90,072	90,072	51,390	23,760	23,760
		修繕料	0	0	0	0	0
		工事請負費	0	0	0	0	0
		備品購入費	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		令和5年度補填	0	0	0	0	616,398
計	8,868,072	9,645,072	9,508,998	9,413,760	10,030,158		
差引		△ 8,868,072	△ 9,645,072	△ 9,508,998	△ 9,413,760	△ 10,030,158	

4 施設の利用状況

施設の利用状況は次表のとおりである。

表 3

(単位：人)

利用区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
森林囃子（日帰り入浴者数）	6,517	8,380	10,191	11,613	12,326
ふるさとセンター（貸館利用者数）	572	653	862	1,019	862

第6 監査の結果

前記の方法により監査した限り、その重要な点において監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

一部に改善を要する事例が見受けられたため、次のとおり指摘する。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促した。

1 長野市市有観光施設等の利用料金の割引等に関する基準について

条例では、「指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。」としており、市では、指定管理者から協議の申出があった上で「長野市市有観光施設等の利用料金の割引等に関する基準」（以下「基準」という。）を定め、割引額を決定している。

令和6年度の割引額については、基準では小学生の割引額が200円のところ、実際の運用では100円を割り引いていた。これは、市と指定管理者の双方が100円とする考えであったが、市は割引額を200円と誤記して基準を定め、指定管理者は基準を確認せずに割引額を100円としていたとのことである。

利用料金に係るものであることから、双方がそれぞれの文書の内容を十分に確認した上で基準を定め、基準に沿った運用をされたい。

【長野県高齢者生活協同組合 北部産業振興事務所】

2 自主事業における法令遵守について

戸隠交流集会施設では、指定管理者の自主事業として冷凍包装食肉を販売していた。この場合には食品衛生法に基づく届出が必要であるが、当該届出が行われていなかった。

自主事業を行う場合においても、法令を遵守した適正な事務処理を行われたい。

【長野県高齢者生活協同組合】

3 歳入調定について

戸隠交流集会施設の敷地に係る行政財産使用料（工事用資材置場及び鉄筋組立ヤード）の調定について、歳入科目を（款）使用料及び手数料とすべきところ、誤って（款）財産収入としていた。

地方自治法施行令に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【北部産業振興事務所】

4 指定管理施設モニタリング評価調書の事業収支について

標記のモニタリング評価調書の事業収支について、金額の記載誤りが複数見受けられた。適正な事務処理を行われたい。

【北部産業振興事務所】

第7 意見

1 回数券について

温泉浴室等の中学生以上の利用料金については、令和7年3月31日以前は1回券が410円、回数券が「11回の利用につき4,100円」であったところ、同年4月1日からは1回券が500円、

回数券が「10回の利用につき3,900円」に料金を改定している。

旧料金の回数券を1回当たりの金額に換算すると約373円となり1回券からの割引率（1回券との差額／1回券の料金）は約9%のところ、新料金では1回当たり換算で390円となり1回券からの割引率は22%と大幅に上昇しており、また、1回券との差額（1回当たり換算の割引額）は従前の37円から110円に拡大している。

担当課では、市の「おでかけクーポン」や月2回のサービスデーには1回券の金額を100円割引にしており、回数券の金額も安く抑えることで複数回の利用促進につなげたいとのことである。その狙いは理解するところであるが、単発的な割引と回数券は性質が異なるとも言え、1回券の利用者との公平性や昨今の燃料費等の高騰、施設運営収支の赤字の状況も鑑み、適切で効果的な料金設定となっているかどうか、今後の利用状況や収入を十分検証するとともに、必要があれば更に改善を図られたい。

また、今回の料金改定に当たっては、令和7年3月31日以前に発行された回数券（以下「旧回数券」という。）を同年4月1日以降に引き続き使用する場合には、1回券の料金改定の差額（500円－410円＝90円）を添えることが条例で定められていたが、指定管理者は利用者に対し、差額を添えずに旧回数券が引き続き使用できる旨を案内していた。

このため、令和7年3月25日付けで市と指定管理者の間で協議を行い、旧回数券の使用に係る差額は利用者から徴収せず、指定管理者が負担することとされた。

旧回数券の使用に係る条例の内容と指定管理者の対応の相違については、市と指定管理者との間での情報共有が十分に図られていなかったことが要因と考えられることから、定期的な協議の場を設けるほか、重要情報に関して文書による協議・連絡をするなど、的確・適切なコミュニケーションを図られたい。

【長野県高齢者生活協同組合 北部産業振興事務所】

2 施設運営収支の改善に係る取組について

施設は昭和57年開設のホール・会議室及び平成12年開設の温泉等があり、老朽化はしているが、浴室やトイレは改修され、館内は清潔に保たれている。

施設の運営収支については、令和6年度で年間約1,000万円の指定管理料収入及び約456万円の利用料金収入があるものの約185万円の赤字で、過去5年間も赤字が継続している。コロナ禍前も同様に赤字となるが多かったとのことである。

主たる事業である温泉利用を見ると、5月と8月は連休及び夏休みに伴い利用が増えるが、令和6年度の年間利用者数は約12,000人で、営業日1日当たりの平均は約40人とどまる。令和7年度から料金改定による施設収支の改善を図っているところであるが、利用の少ない午前の入浴利用や施設開館時間など、利用実態や季節の繁閑に合わせた合理的で柔軟な運営の見直しも検討すべきと考える。

同時に、赤字が毎年継続する現状について収支の要因を分析し、対応のシミュレーション

を実施し、持続可能な施設運営となるよう市及び指定管理者間で協議されたい。

また、令和6年8月上旬に市が行った利用状況調査では、入浴利用のうち戸隠、鬼無里地区の住民の利用は約2割にとどまり、県外からの利用者が約4割、県内（戸隠、鬼無里地区を除いた市内を含む。）からの利用者が約4割との報告もあり、年間を通じて地区外から集客する余地はあると思われる。戸隠地区の観光施設や店舗との連携をはじめ、バーベキュー等の裾花川沿いの立地を活かしたファミリー層向けの企画など、施設の幅広いPRや利用促進を図る取組にも努力されたい。

【長野県高齢者生活協同組合 北部産業振興事務所】